

歯学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて

平成30年2月8日

歯学部長裁定

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成30年1月16日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、歯学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 マイレージ・プログラムの対象とする語学は、英語とする。
- 2 本学部各学科のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は、次表に掲げるとおりとし、学生が同表の左欄の科目等を履修したときは、学生は同表の右欄のマイレージポイントを取得することができる。

（歯学科）

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100 ※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目	歯科英語	120～200 ※②
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ ※③ 上限なし
語学留学		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）		30～ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際交流活動・IFR）	留学生の滞在アテンダント担当	10点
	留学生との交流会	3点/1回
	論文の抄読会	3点/1回
	国際学会発表・交換学生プログラムにおける派遣先での発表のリハーサル	3点/1回
	自由討論	3点/1回
スーパー英語		30～80 ※⑤

※①主題別英語1と主題別英語2の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科英語点数（100点満点）×2 とする。

③1回（90分）で3ポイント程度

④歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修（国際センター実施）にも30ポイント加算する。

- ⑤スーパー英語については、30～80ポイント程度を加算する。国際交流活動（IFRでの活動を中心としたプログラム）、国際学会発表には加点をする。

(口腔保健学科)

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目 ※②	歯科衛生士概論	24～40
	早期臨床実習	36～60
	コミュニケーション論	60～100
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ ※③ 上限なし
語学留学		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）		30～ ※⑤ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際交流活動・IFR）	留学生の滞在アテンダント担当	10点
	留学生との交流会	3点/1回
	論文の抄読会	3点/1回
	国際学会発表・交換学生プログラムにおける派遣先での発表のリハーサル	3点/1回
	自由討論	3点/1回
スーパー英語		30～80 ※⑤

※①主題別英語1と主題別英語2の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科衛生士概論（Dental Hygiene in English）・早期臨床実習（実践歯科英語）・コミュニケーション論を合計（200点満点）

③1回（90分）で3ポイント程度

④歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修（国際センター実施）にも30ポイント加算する。

⑤スーパー英語については、30～80ポイント程度を加算する。国際交流活動（IFRでの活動を中心としたプログラム）、国際学会発表には加点をする。

3 本学部が定めるマイレージレベルは、次表に掲げるとおりとし、前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて、学部長が学生に付与する。

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1,100以上
ゴールドクラス	900～1,099
ブロンズクラス	700～899

フリークエントクラス	500～699
ビジタークラス	500未満

- 4 実施要領第6条に定めるマイレージポイントの認定は、本学の教養教育科目に相当する授業科目は教養教育院教授会の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て、本学の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て、学部長が行う。
- 5 学部長は、転学部が許可された学生の受入れ又は学生の転学科を決定したときは、本学部教授会の議を経て、当該学生に係る転学部又は転学科前の科目等の履修を第2項に定める科目等の履修とみなし、同項に定めるマイレージポイントを再度付与することができる。
- 6 学生は、徳島大学歯学部規則第12条に規定する卒業の要件として、本学部規則で定める単位を取得するほか、第3項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有していなければならない。
- 7 学部長は、学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は、当該学生に対し歯学科5年次、口腔保健学科3年次の修了時に学部長表彰を行うことができる。
- (1) 付与されたマイレージレベルがゴールドクラス以上であること。
- 8 学部長は、マイレージレベルにおいてプラチナクラスを付与された学生のうちから特に優秀な成績を修めた者を、学長表彰の対象として推薦することができる。